

広 報
広 環 協

発行者

広島県環境整備
事業協同組合

〒730-0025
広島市中区東平塚町3番28号
TEL (082) 246-0340
FAX (082) 248-1258

環境整備事業関係広報紙

第 23 号

本紙は一般廃棄物・浄
化槽保守点検清掃等の
取扱業者による広報紙
です。
会員、関係企業に頒布
しております。

目 次

「浄化槽の日」に想う私たちの責務……………	1 ～ 2 面
中環審浄化槽専門委員会における議論について……………	2 面
レポート……………	3 面
第32回全国環整連全国大会開催案内……………	4 面

「浄化槽の日」に想う私たちの責務

浄化槽委員会 委員長 佐伯 光生

一、はじめに

毎年、十月一日は「浄化槽の日」です。浄化槽（合併）は、国の循環型社会の形成において、汚水を発生源で処理し、身近な水路に処理水を放流する設備として、地域の水環境の保全、水循環の経路として必要不可欠な汚水処理施設であります。

また、下水道より比較的安価に短期間で設置できるなど経済性・効率性にも優れており、一層の普及促進が求められています。

二、汚水処理と地方財政の現状

広島県では、「平成十七年度生活排水処理率概ね九割」という当初の整備目標から、新たな構想として、平成二十五年末で「汚水処理人口普及率概ね九割」の達成を目指しています。

表―1に示すとおり、

集合処理である下水道を優先した計画では、自治体の厳しい財政状況のもと、整備が立ち遅れている現状があります。

特に、国が本年度から導入した財政指標である実質公債費比率（注1）で

は、県内二十三市町のうち七市町が一八%を超え（注2）、下水道整備の負担の大きさが浮き彫りになっています。

更に、下水道整備の管路施設については、一般的な耐用年数が四十年であり、八月二十五日に県営水道の送水トンネルの崩落事故が起きたように、例えば下水道建設が完了したとしても、管路の修繕を含めた維持管理費の過大な歳出が予想され、これ以上の下水道建設は自治体破綻の大きな要因になり得ます。

今後の汚水処理施設の整備は、建設費だけでなく維持管理費も含めた総合的な経済性を検討し、早期に事業効果が現れるよう、それぞれの地域特性にあつた合理的な整備手法を選定し、整備促進を図る必要があります。

（注1）一般会計から病院や下水道などの特別会計への繰り出し金も含めた借金返済額の自治体収入に対する比率。
（注2）県と協議の上、起債抑制等の公債費負担適正化計画を策定しなければならぬ。

表―1 広島県の汚水処理人口普及率の現状と整備目標

区 分	汚水処理施設	平成15年度		平成16年度		平成25年度(目標)	
		処理人口(千人)	人口普及率(%)	処理人口(千人)	人口普及率(%)	処理人口(千人)	人口普及率(%)
集 合 処 理	公 共 下 水 道	1,786.5	62.3	1,814.6	63.3	2,046.2	73.0
	農業・漁業集落排水	45.0	1.6	48.0	1.6	77.6	2.8
個 別 処 理	浄化槽(合併)及びコミュニティ・プラント	305.4	10.6	318.6	11.1	362.9	12.9
合 計		2,136.8	74.5	2,181.2	76.0	2,486.6	88.7
行政人口		2,869.6	—	2,868.3	—	2,803.0	—

①汚水処理施設別の各数値は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある
②汚水処理人口普及率＝汚水処理人口／行政人口(住民基本台帳人口)
参考)広島県「広島県の下水道2005（平成17年12月）」

三、浄化槽の役割

現在の公共用水域の水質汚濁は、生活排水が大きく影響しており、水環境の保全には、生活排水対策の推進が急務となっています。

平成十六年度末の全国の汚水処理人口普及率では、人口五万人未満の市町村における普及率が五九・六%と依然として低い水準にあり、今後の整備の中心が中山間部など

個々の家屋が離れている人口散在地域となることを踏まえると、経済性・効率性に優れた特長を持つ浄化槽の果たすべき役割はますます大きくなっています。

また、「平成の大合併」を終え、ほとんどの市町において一般廃棄物処理計画(生活排水処理計画)の見直しに着手している中、生活排水対策における地域間の格差を早急に是正する観点からも、下水道事業計画を縮小し、浄化槽市町村整備推進事業への方転換など浄化槽を有効的に活用することで、財政負担の軽減や効率的な施設整備を図ることが求められています。

四、今後の課題

平成十二年の浄化槽法

の改正では、生活排水への対策強化として単独浄化槽が廃止され、浄化槽と言

えば合併浄化槽を指すことになり、平成十七年の改正では、公共用水域の水質の保全という目的の明確化により、下水道と同等の処理性能を有する恒久的な汚水処理施設の位置付けとなりました。

しかしながら、浄化槽は適正な維持管理(清掃、保守点検、法定検査)がなされて初めて本来の処理性能を発揮するものであり、法定検査の受検率が低い状況にあるなど、適正な維持管理の徹底が大きな課題となっています。

また、維持管理に係る各業務の内容や相互の関係についても、使用者(管理者)から「分かりにくい」との声もあり、これが浄化槽に対する不信感に繋がっていることは否定できません。具体的には、保守点検回数が年間三回、十二回とばらばらであることや、同じ月に清掃、保守点検、法定検査が重なることなどがあり、維持管理に対する不信感や負担感、煩わしさを払拭するためには、使用者等に対し適正な維持管理とは何か、またその必要性について正し

浄化槽用殺菌・消毒剤
ハイドグリーン

水に命をあたえ、自然に帰す…
それがハイライの仕事です。

●バキュームカー ●汚泥吸排作業車
●高圧下水管洗浄車

〒105-0011
東京都港区芝公園2-6-15(黒龍芝公園ビル2F)
TEL 03 (3436) 1261

東急車輛製造株式会社
有限会社 大菅エンジニアリング

山手品工業株式会社
広島県販売代理店

東急車輛の環境整備車両

●バキュームカー ●汚泥吸排作業車
●高圧下水管洗浄車

〒105-0011
東京都港区芝公園2-6-15(黒龍芝公園ビル2F)
TEL 03 (3436) 1261

東急車輛製造株式会社
有限会社 大菅エンジニアリング

東急車輛の環境整備車両

●バキュームカー ●汚泥吸排作業車
●高圧下水管洗浄車

〒105-0011
東京都港区芝公園2-6-15(黒龍芝公園ビル2F)
TEL 03 (3436) 1261

東急車輛製造株式会社
有限会社 大菅エンジニアリング

表－2 浄化槽維持管理システム(処理対象人員20人以下の場合)

実施月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
業 務 名	清掃	実施											
	保守点検			実施				実施				実施	
	法定検査 (11条検査)								← いずれかで実施 →				

①目的
放流水の水質悪化の予
防、低下した浄化槽の
機能を回復する作業。
②清掃月の設定
清掃の月は「使用開始
月」より十二カ月後の
一月に設定する。
保守点検
①目的
浄化槽の機能を維持
する作業。
②点検月の設定
保守点検の月は「清掃
月」より二カ月後に設
定し、その後は四カ月
毎（環境省令の最低回
数）に設定する。
法定検査
①目的
放流水の水質を良好に
維持するため、適正な
対処方法を、清掃、保守
点検業者に具体的に
指示し、浄化槽の機能
維持、回復を図る。
②検査月の設定
十一條検査の月は「清
掃月」より七カ月後の
八、九、十月の三カ月
のいずれかで設定す
る。

浄化槽維持管理シス
テムとは、浄化槽法に定
められた技術上の基準に
基づき、通常の使用状態
において良好な放流水の
水質を確保するために、
清掃、保守点検、法定検
査（十一條検査）の実施月
を経済的且つ効率的に設
定することにより、三業
務の最も効果的な連携を
図ったものである。

環境省浄化槽推進室長通知

中環審浄化槽専門委員会における議論について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室が5月17日付で、各都道府県・政令市に通知した「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会における議論について」では、保守点検や清掃回数について具体的な考えを示し、年間3回以上の保守点検や年1回以上の清掃作業を行う場合には、技術上の基準を踏まえつつその必要性と作業内容、料金を使用者に詳しく説明することなどを求めている。ここでは「浄化槽の維持管理に係る業務の在り方」「国民への普及啓発の一層の推進について」「単独処理浄化槽対策」のうち、維持管理業務の在り方部分(抜粋)を紹介する。

第1 浄化槽の維持管理に係る業務の在り方

1. 透明性・説明責任性の向上

(1)浄化槽全般に関する理解の促進

住民は、浄化槽の維持管理等浄化槽にかかわる法令の内容についてのみならず、浄化槽がどのようなものかについても十分な知識を有していない場合が多いことから、浄化槽を設置する前に、浄化槽の役割、維持管理やその必要性を説明することが必要であるなどとされたこと。

また、水環境保全の必要性、市町村の生活排水対策の内容等についても説明を行う方が住民の理解を得やすいとの意見があることから、これらについても説明を行うことが望ましいと考えられること。

(2)維持管理業者全般に関する情報の提供

住民が浄化槽の維持管理をどのような業者に委託すべきなのかについてわからないことが考えられることから、各業者は、自らの情報を提供することが必要であるなどとされたこと。

(3)委託後の維持管理業務に関する情報の提供

使用者等は、維持管理業者に業者がどのように業務を実施し、それが適切なのかかわからないことが考えられることから、委託を受けた各業者は、作業の必要性及び内容を説明すべきであるなどとされたこと。

また、保守点検や清掃については、法定検査の結果等に応じて実施することが必要であるとの意見があることから、指定検査機関等は、適切な保守点検や清掃が行われるための情報を使用者等に提供することが望ましいと考えられること。

なお、適切な保守点検や清掃が行われているかどうかについては、法定検査において確認することができるものであることから、引き続き法定検査の実施率の向上に努めることが望ましいと考えられること。

(4)業務の連携

保守点検、清掃及び法定検査の連携が不十分であるため、使用者等にとって、各々の業務の時期、内容、必要性やそれぞれの関係について理解しづらくなっており、使用者等の不信感を醸成することにもつながっていることから、業者間の十分な連絡を図ることはもちろん、保守点検や清掃の作業内容・結果を指定検査機関に集積することを検討することが必要であるなどとされたこと。

これによれば、上記の趣旨を踏まえた検討を行うとともに、浄化槽の保守点検、

清掃及び法定検査について、更に連携を深め、組織的な維持管理体制の整備を図ることが望ましいと考えられること。

2. 経済効率性の向上

(1)保守点検

例えば、通常の使用状態において、保守点検業者が定められた期間中に1回を超えて保守点検を行うことが使用者等に不信感や負担感を与えているのではないかとの意見があることから、このような場合には保守点検の技術上の基準を踏まえつつその必要性と作業内容を詳細に説明すべきであり、定められた期間中に1回を超えて保守点検を行うにもかかわらず当該基準に照らし説明できないことは望ましくないと考えられること。

(2)清 掃

例えば、適正量の汚泥等を引き出すとされているときにおいて、清掃業者が全量の汚泥等を引き出すことが使用者等に不信感や負担感を与えているのではないかとの意見があることから、このような場合には清掃の技術上の基準を踏まえつつその必要性と作業内容を詳細に説明すべきであり、全量の汚泥等を引き出すにもかかわらず当該基準に照らし説明できないことは望ましくないと考えられること。

(3)法定検査

法定検査は、多岐にわたる内容を対象としているが、これにかかる手間や費用が大きいという意見があることから、法定検査の内容について、環境保全の観点を踏まえつつも使用者等の負担を軽減する観点から、簡素化を検討することが必要であるなどとされたこと。

3. 環境保全を支えるための信頼性の向上

(1)指定検査機関

平成17年の浄化槽法改正において、法定検査の結果により都道府県等が使用者等への指導等の措置をとる仕組みが強化されたことから、指定検査機関の検査技術や体制を確保することが重要であるなどとされたこと。

(2)都道府県・市町村

使用者等に対し委託業者の業務の内容についても指導することが必要である場合において、これらの指導を行わず、単に漫然と改善を指導することは望ましくないと考えられること。

環境調査・環境アセスメント・受託分析・受託実験

地球環境と人との優しい関係

高い技術でサポートいたします！



株式会社
アサヒテクノリサーチ

本 社 広島県大竹市晴海2-10-22
TEL(0827)59-1800代 FAX(0827)59-1805
広島営業所 広島市西区草津新町1-21-35 広島サウスビル1F
TEL(082)278-8822代 FAX(082)278-8824

人と地球のいのちを守る



バワフルマスター(強力吸引車)

《主な営業品目》
1.衛生車
1.塵芥収集車
1.汚泥車
1.高圧洗浄車
1.廃油ローリー
1.脱水処理車
1.貯水槽清掃車
1.給水車

1.圧力散水車
1.薬液散布車
1.ミルクローリー
1.高速発酵処理装置
1.リサイクル装置・施設
1.入浴車
1.その他特殊車
架装全般



エコパネル付バキュームカー

株式会社 **モリタエコノス**

本 社 〒581-0067 大阪府八尾市神武町1番48号
ダイヤルイン 0729-95-0605

広島支店 〒739-0321 広島市安芸区中野6丁目9番20号
電話 082-893-2231(代)
FAX 082-893-1312

レポート

一廃清掃委員会 現地研修会を終えて

私たち一廃清掃委員会では、今年度の目的に掲げた「継続的安定業界構築にむけて全国環整連の示す新提案」の現実的な導入に関して、様々な角度からの調査・研究を行っているところである。

八月二十二日、広環協組合員が実際に日々の業務の一つとして行っている施設の見学をした。

まず、尾道支部・(有)ニシセト商事が行っているコンポスト施設は十数年前から因島市・旧瀬戸町の委託を受け、各し尿処理場から排出される脱水汚泥を利用したコンポスト施設である。日量およそ四トン／日の脱水汚泥を処理場からダンプで運搬し、施設へ投入。もみ殻を混ぜあわせ、発酵と熟成を何度か繰り返し、三カ月～六カ月かけ堆肥を完成させる。まさしく、本来の堆肥処理の原点であり、施設・設備はともシンプルで無駄のないものであった。出来た堆肥は、その施設内にて四十リットル・二十リットルに袋詰めし、J A因島・J A瀬戸田・地元ホームセンターで販売し

ているとのこと、その点でも理想的な地元での循環に感心させられた。

次に芸備支部安芸高田市長田浄化センターにて、移動式脱水処理施設車を使用した農業集落排水処理施設の濃縮汚泥引き抜き現場を見学した。これは、安芸高田市し尿処理場の投入制限などの経緯から地元業者三社で移動脱水車を購入し、投入汚泥の減容を行っている。この移動脱水車で安芸高田市内農集排施設八カ所・下水処理施設一カ所の汚泥脱水を定期的に行っている。「我々は、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬業者としてこれまで責任を果たしてきたが、現在行政はし尿処理場の能力不足・老朽化などの問題を抱えている。今こそ清掃業者として問題解決に協力しなければならぬ。また、国も廃棄物の減容化を目指してお



二つ目に感じたことは、全国環整連の新提案に掲げている業務を、すでに広環協組合員の中に実稼動されている業者がいることをとても力強く感じたと同時に感化させられた。

第1回兵庫県環境整備事業協同組合 廃棄物適正処理推進大会

平成十八年八月二十五日兵庫県加古川市加古川プラザにて、兵庫県環整協が主催した、第一回目の廃棄物適正処理推進大会が開催された。

まず、開会の挨拶で、兵庫県環整協中村建樹理事長が代表として挨拶され、兵庫県の一般廃棄物の現状と実態を告げ、今後、行政と合理化及び適正処理に向け取り組む決意が述べられた。

大会は、総勢で三百名を数え、盛大且つ厳粛に行われた。

広環協からは、黒瀬理事長をはじめ、十四名参加した。

講演は、二部構成に分かれており、一部については、二般廃棄物処理計画の必要性について、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部・廃棄物対策課課長補佐 木村直昭氏より、講演があった。

二部については、全国環整連玉川会長より、「市町村のあり方」について講演があった。特に、なかでも、公債費負担比率に関して、資料から、現在設置済み合併処理浄化槽の対象人口一千万人に對し、下水道による繋ぎ込みを阻止すれば、約十五兆円の建設費が軽減されるなどの説明がなされた。

また、今後、生活排水一括交付金等の補助金の枠組みを取り払い、地方自治体の裁量権で、有効活用すれば、工夫次第で、年間九千九百三十億円にかかっている補助金が、六千億円以下に軽減できることを説明されるなど、今後の生活排水処理の整備を効率よく行う方法として、合併処理浄化槽の役割りが大きいことを説明された。

また、質疑時間で、会場より、様々



な質問及び意見があり、大変、有意義な大会となった。

最後に、閉会の挨拶で、兵庫県環整連副理事長より、今後も、大会を継続的に行う旨と組合員拡大についての決意が述べられた。

広環協臨時総会 開催報告

平成十八年八月二十四日、広環協会議室において、広環協臨時総会が開催され、組合員五十二名が参加した。

開催に先駆け黒瀬理事長より、「下水道の整備には多額の費用を要するため、下水道会計を住民に説明し、使用料金を適正に徴収するよう国交省と総務省は通知を出している。広環協としても浄化槽の普及促進のために、清掃・保守点検・法定検査が適正に連携のとれた体制をとれるよう一括契約を進める必要がある。」と挨拶があった。

総会では、三議案が上程され、各議案について審議された。第一号議案「全国環整連全国大会参加負担金の徴収の件につい



てでは、やむを得ず参加できない場合の協力方法として、その組合員が必要経費相当額を負担していただくことが可決承認された。また第二号議案「委員会運営規約の改正」、第三号議案「就業規則の改正」がそれぞれ上程され、満場一致で可決承認された。

広環協 第六回 理事会報告

臨時総会に引き続き第六回理事会が開催され、審議事項二件、報告事項八件について慎重審議がなされた。審議事項の「第二十三号広環協企画書(案)について」では、三井委員長からの説明があり、審議の結果可決承認された。各委員会報告の中で浄化槽委員会は、「県内の浄化槽を適正に維持管理していくためには、維持管理システムを構築する必要があり、その一環として先日各市町における浄化槽維持管理実態調査を依頼した。浄化槽法の技術上の基準に基づいた三業務が一括して行えるシステムを構築することは、今後とも浄化槽のメリットを主張していくためにも、皆さんが自分の



こととして捕らえて頂き協力をお願いしたい。」と調査実施の報告と説明を行った。また、組織運営委員会からは廃食油の再生利用(BDF)の研修会についての案内があった。鉄本副理事長から来年度広島県で開催予定の全国大会の準備進捗状況が報告されるとともに、組合員への協力要請がなされ大会の準備が本格化することとなった。

パソコン版 『し尿収集／浄化槽管理システム』

各種情報の管理の徹底、事務作業の軽減をお約束します。

- 得意先の情報管理
- 作業計画・実績・請求・入金・未回収金といった一連の基幹業務の管理
- 届出資料発行
- 点検・清掃実績管理
- 金融機関との連携

詳細な操作説明書を標準でご用意しておりますし、遠隔地でもリモート接続を用いてシステムの運用を強力にサポートいたします。また、他社システムにはない、定期的なバージョンアップを実施しております。

パソコン1台での運用、複数台でのパソコンLAN構成での運用や、HHT(ﾊﾝﾄﾞ ﾊｰﾄﾞ ﾀｰｸﾞﾙ)・バーコードリーダーを用いた運用など、様々な内容をご用意しております。

株式会社 **ジーテック** 〒730-0051 広島市中区大手町5-17-13 082(0)54F
TEL: 082(504)0555(代) FAX: 082(504)0501
http://www.gtec.co.jp gtecmail@mx.gtec.co.jp

悪臭防止・水質保全・分解促進に微生物が働く

微生物製剤なので環境にやさしく安全です。有効性があるので問題にすばやく対応できます。



無皇元工業株式会社 広島県代理店 広島県農業株式会社
Muhorigo Industries Co., Ltd.

第32回全国環整連全国大会 in IWATE

開催要綱

■開催の目的

私達は市町村の一般廃棄物処理計画に従い、適正処理を実施する責務があります。さらに全国環整連浄化槽維持管理システムの実施により、浄化槽の信頼性を高め、浄化槽が排水処理政策の柱として認知されるべく全力を傾注し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目指します。

■主催 全国環境整備事業協同組合連合会

■担当 全国環整連北海道・東北地区協議会(岩手県環境整備事業協同組合)

■後援 環境省・岩手県・盛岡市・岩手県市長会・岩手県町村会

■会期 2006年10月19日(木)・10月20日(金)

■会場 盛岡グランドホテル

〒020-8501 盛岡市愛宕下1-10 TEL.019-625-2111

1日目(10月19日(木))

■講演

○受付：11：00～12：50 ○講演：13：00～15：45

○会場：盛岡グランドホテル「ウエルカムプラザ」

■演題

「環境浄化槽のすすめー水環境革命ー」

参議院議員・元環境副大臣

弘友 和夫

「浄化槽法 省令改正と通知」

環境省 廃棄物対策課長

関 荘一郎

「農集排施設経営と財政負担」

農林水産省 地域整備課長

仲家 修一

「下水道経営と財政負担」

国土交通省 下水道管理指導室長

姫野 和弘

■大会式典

○大会式典：16：00～17：20

○会場：盛岡グランドホテル「ウエルカムプラザ」

■懇親会

○受付：16：30～17：20 ○懇親会：17：30～19：30

○会場：盛岡グランドホテル「鳳凰」「瑞雲」「祥雲」

2日目(10月20日(金))

○受付：8：30～9：20 ○方針：9：30～11：20

○会場：盛岡グランドホテル「ウエルカムプラザ」

■次第

・総務部会

部会長 永澤 良次

・適正処理推進部会

部会長 大西 明

・事業部会

部会長 佐藤 博

・浄化槽部会

部会長 立野 大輔

・合理化新規許可対策部会

部会長 黒瀬 栄治

・質疑応答

■大会本会議

○本会議：11：30～12：30

○会場：盛岡グランドホテル「ウエルカムプラザ」



第33回 全国環整連全国大会 『きんさい広島!!』

来 年

2007年10月開催予定



主催：全国環境整備事業協同組合連合会
担当：全国環整連中国・四国地区協議会（広島県環境整備事業協同組合）



【会社概要】

品 社 名 いすゞ自動車中国株式会社
番 号 〒733-0812 広島市西区己斐本町3丁目12-2
TEL.082-272-1111(内)
事務所 所在地 山口県 山口市 長門郡 萩市 萩 一円
定 資 額 約6000万

【事業所】



環境の声に耳をかたむけて。



環境アセスメント 水質分析 大気測定 作業環境測定 アセスメント
騒音・振動測定 飲料水検査 潮流調査 生物相調査

平成 18・19・20 年度環境省ダイオキシン類受注資格取得、特定計量証明事業者(MIAP)取得
水道法に基づく厚生労働省登録水質検査機関、環境省指定土壌汚染状況調査機関

株式会社 エヌ・イー サポート

本社 〒733-0812 広島市西区己斐本町3丁目13番16号 電 (082) 272-9000(代)

総 務 部	〒730-0049 広島市中区南竹屋町2番32号	TEL (082) 269-8380(代)
東 山 支 社	〒730-0812 広島市中区加古町2番18号	TEL (082) 247-1180(代)
東 山 支 社	〒534-0084 東京都江戸川区東葛西4丁目19番5号	TEL (03) 3675-3641(代)
大 崎 支 社	〒555-0033 大阪府西淀川区船場5丁目4番10号	TEL (06) 6472-9772(代)
岡 山 支 社	〒700-0804 岡山市中井町2丁目1番8号	TEL (086) 221-7205(代)
岡 山 支 社	〒812-0036 岡山市東区南島町5丁目6番15号	TEL (082) 479-2320(代)
徳 島 支 社	〒720-0817 徳島市吉野町1丁目1番14号	TEL (087) 923-0900(代)
徳 島 支 社	〒765-0014 徳島市丸島町1丁目2番2号	TEL (087) 21-4505(代)
高 松 支 社	〒760-0017 高松市番町2丁目10番10号	TEL (087) 823-6639(代)

URL: <http://www.nsupport.co.jp> E-mail: n-support@nsupport.co.jp

ポエック株式会社 平成15年1月 第13回 全国ニュービジネス大賞 優秀賞受賞

21世紀、私たちはさらなる飛躍を目指します！

ポンプ関連事業

各種ポンプ・ブロワ・送風機
水質測定器・水処理剤
浄化槽関連機器

サービス&メンテナンス

ポンプ・送風機・産業用機械類
の修理

新商品

電気不要消火装置
オゾン脱臭装置
ガス発生装置
水中撹拌機
高圧方式細砂ろ過装置

■本社 ISO9001 認証

〒721-0973 広島県福山市南蔵王町2-1-12
TEL(084)922-8551(代) FAX(084)922-8552

岡山営業所 東京営業所 福岡営業所
松山営業所 大阪事務所 長崎支店
関係会社：興三和テスコ(研究所・工場)

広島営業所
〒731-0136 広島市安佐南区長東西2-4-34-1
TEL(082)238-7105 FAX(082)238-7168

【詳しくはホームページをご覧ください。】
<http://www.puequ.co.jp>

浄化槽維持管理業向け トータル管理システム 環助21

業態独特の顧客管理項目

作業予定作成・管理機能

作業実績管理機能

多彩な売上・未収金管理機能

契約状態管理機能

金融機関自動引落し機能

無料デモンストレーション随時受付中

資料請求・デモお申し込み・その他お問い合わせはこちらまで

関 東 区

有限会社インティ

〒740-0028 山口県岩国市植町1丁目9-13
TEL. 0827-22-7746

東芝ＩＴコントロールシステム株式会社

〒812-0913 福岡市博多区博多駅東2-5-19
TEL. 092-481-1201